

# 鹿児島県立試験研究機関の共同研究に関する指針

## (趣 旨)

第1 この指針は、県の試験研究機関が県以外のものと共同で行う研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (共同研究の実施の要件)

第2 県の試験研究機関（別表に掲げるものをいう。以下「研究機関」という。）が県以外のものと研究を分担し、技術知識を交換し、及び研究費用を分担することによって共同で行う研究（以下「共同研究」という。）は、次の要件を満たす場合に行うことができる。

- (1) 当該研究が、県が行う研究として必要かつ妥当なものであること。
- (2) 当該研究を共同研究として行うことにより効率的に実施でき、かつ、優れた成果が期待されること。
- (3) 研究機関と共同研究を行う相手方（以下「共同研究者」という。）が、当該研究を行うために必要な技術力及び財務能力を有すると認められること。

## (共同研究契約の締結)

第3 共同研究を実施しようとするときは、あらかじめ、共同研究者と当該共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結しなければならない。

## (共同研究契約書)

第4 前項の定めにより共同研究契約を締結しようとするときは、次の事項を記載した共同研究契約書（以下「契約書」という。）を作成するものとする。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容
- (3) 共同研究により期待される成果
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究の実施時間
- (6) 共同研究の分担及び管理
- (7) 共同研究に参加する主な研究員の所属及び氏名
- (8) 共同研究に要する経費及びその分担
- (9) 第5項から第8項までに關する事項
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

## (権利の帰属)

第5 共同研究の結果、発明が生じた場合の特許を受ける権利の帰属及び持分割合については、県と共同研究者が協議して定めるものとする。

## (共同出願及び実施)

第6 共有発明の取扱いについては、次の定めによるものとする。

- (1) 共有発明の特許の出願については共有出願するものとし、それに係る契約を締結しなければならない。
- (2) 県は、共同研究者が共有発明の実施をするときには、それに係る契約を締結し実施料を徴収しなければならない。

## (研究成果の公表等)

第7 研究成果の公表等は、次の定めにより行うものとする。

- (1) 県が共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）を共同研究者以外のものに知らせようとするときは共同研究者の、共同研究者が県以外のものに知らせようとするときは県の同意を得るものとする。

(2) 共同研究の実施期間終了の後，県は研究成果を公表するものとし，共同研究者は研究成果を公表できるものとする。ただし，県又は共同研究者の一方が他方に対して業務上の支障があるため研究成果を公表しないよう申し入れたときは，協議のうえ，期間を限ってその全部又は一部を公表しないものとする。

(意匠等の取扱い)

第8 第5項及び第6項の定めは，意匠権及び意匠登録を受ける権利，実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びに登録品種及び品種登録を受ける権利について準用する。

附 則

1. この指針は，平成元年4月1日から実施する。
2. この指針実施の日において，現に共同研究に着手しているものについては，この指針を適用しない。

別 表

県の試験研究機関

衛生研究所

環境センター（川内環境監視センター）

工業技術センター

大島紬技術指導センター

農業試験場（大隅支場，熊毛支場，大島支場，徳之島支場）

農産物加工研究指導センター

蚕業試験場

茶業試験場（大島支場）

果樹試験場（南薩支場，北薩支場，大隅支場）

畜産試験場

養鶏試験場

林業試験場

水産試験場（栽培漁業センター，指宿内水面分場）